

魚沼地区障害福祉組合公告式条例

昭和42年4月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、魚沼更生園前の掲示板に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(施行期日の特例)

第5条 管理者の定める規則又は規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年11月1日条例第1号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合公告式条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。